最終更新日：2016年6月29日

サンヨーホームズ株式会社
代表取締役会長 田中　康典
問合せ先：管理本部経営管理部
証券コード：1420
http://sanyohomes.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営理念を実践し、企業価値を高めるためには、健全な経営システムのもと、適時・適切な情報開示により経営の透明性を確保するなど、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると考えております。また当社では、「コンプライアンス」を社会に対する責任を果たすための大切な基礎として捉えており、その徹底が事業活動を継続していくうえでの不可欠の要件であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化とともに、グループのコンプライアンス経営を積極的に推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（補充原則３－２－１（1）外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
基準は策定しておりませんが、監査人と監査等委員会のコミュニケーションや監査報告会等を通じ、適切に評価しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則１－４　いわゆる政策保有株式）
当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

（原則１－７　関連当事者間の取引）
当社は、社内規定として関連当事者取引管理規程及び同規則を定め、関連当事者取引については事前の承認事項としており、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制としております。

（原則３－１　情報開示の充実）
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略，経営計画
当社ホームページや決算短信、決算説明資料、中期経営計画等で開示しております。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ホームページや当コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書で開示しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

（5）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の，個々の選任・指名についての説明
今後、株主総会招集通知にて開示してまいります。

（補充原則４－１－１）
当社は、法令及び定款に基づき、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限基準規定」を定めております。それぞれの規程により取締役会決議事項、経営会議決議事項、職務権限基準等を定め、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。

（原則４－８　独立社外取締役の有効な活用）
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべく、当社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を3名選任しております。また、現状の業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することは必要と考えてはおりませが、現在結果として3分の1以上が独立社外取締役となっております。

（原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を参考に独立性の基準を定めております。概要については当コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

（補充原則４－11－１）
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、下記のとおりです。

知識	各部門の知識が隔たり無くカバーできる人員構成
経験	幅広い経験が揃う人員構成
能力	一部の能力に偏らない人員構成
バランス	一部の部門や年代等に偏らない人員構成
多様性	特定のことにこだわり無く多様な人員構成
規模	現在の会社規模等からは現状がベストと考えております

（補充原則４－11－２）
社内取締役においては、子会社及び関連会社以外の役員の兼務はございません。また社外取締役について他の上場会社の役員を兼任する場合は、その数は合理的な範囲にとどめるべきとしております。平成28年３月31日現在、他の上場会社役員の兼任状況は、社外取締役梶川強士１社、社外取締役高山和則１社であり、有価証券報告書、株主総会招集通知で開示しております。

（補充原則４－11－３）
平成28年２月に各取締役に対し、アンケート方式にて自己評価を実施し、その結果を取り纏め社外取締役により評価を行いました。また、社外取締役の評価を基に、４月度取締役会にて評価を実施しました。
評価内容については、主として取締役会の構成面及び運営面について、各取締役（社外取締役含む）に対し質問票を配賦し、全員からの回答ならびに意見等を得ました。
評価結果につきましては、取締役全体としての実効性はおおむね確保できていると分析・評価いたしました。
一方、課題として
1.取締役会議資料配布の早期化。
2.自由に発言できる環境ではあるが、事前の勉強不足からか発言に物足りなさがみられることがある。
等の提言がありました。
今後、上記課題の対応を含め、更なる取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

（補充原則４－14－２）
取締役（監査等委員を含む）、執行役員に対して、年１回以上コーポレートガバナンスやインサイダー取引等状況に応じたテーマで、外部講師を招き研修会を実施しております。また新任の取締役、執行役員に対しては、各専門分野以外についての研修を実施することとしております。

（原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。また取締役会は、IR担当役員、IR担当部署を設置し、IRポリシー、ディスクロジャー・ポリシーを制定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社LIXIL	3,100,000	24.56
オリックス株式会社	2,100,000	16.64
関西電力株式会社	1,530,000	12.12
セコム株式会社	1,000,000	7.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	313,000	2.48
入子　晃一	210,000	1.66
NVCC6号投資事業有限責任組合	198,000	1.57
サンヨーホームズ従業員持株会	140,781	1.12
株式会社クレディセゾン	131,000	1.04
有限会社エムイー	129,900	1.03

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梶川　強士	公認会計士											
高山　和則	公認会計士											
薗　吉輔	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶川　強士	○	○	梶川公認会計士事務所所長 エスアールジータカミヤ株式会社監査役	公認会計士であり会計・税務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査体制の強化を図るために社外取締役（監査等委員）に選任しており、当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の取締役・監査役とは一切の人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。一般株主と利益相反が生じるおそれは無く独立役員として適格と判断しております。
			高山公認会計士事務所所長	公認会計士であり会計・税務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査体制の強化を図るために社外取締役

高山　和則	○	○	A＆Fコンサルティング株式会社代表取締役 タビオ株式会社監査役	（監査等委員）に選任しております。過去当社との間に顧問契約等がありましたが社外監査役就任前に解消しており、また金額も当社への経済的依存度が生じるほど多額ではないため、一般株主と利益相反が生じるおそれは無く独立役員として適格と判断しております
薗　吉輔	○	○	アイピーアールベンチャーキャピタル株式会社代表取締役 株式会社フィナンシャルエージェンシー監査役 株式会社ICブレインズ代表取締役 レジェンドジャパン株式会社監査役	経営者として豊富な経験を有し、金融・市場についても豊富な知見をゆうしており、適格な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え社外取締役（監査等委員）に選任しており、当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の取締役・監査役とは人的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれは無く独立役員として適格と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する部門として、監査等委員会事務局を設置しております。
人員は2名で、他部門との兼務の形でありますが、監査等委員会の職務を執行している場合は、他の取締役等の指揮命令権はなく、同事務局人員の異動についても監査等委員会の同意を必要としており、同事務局の独立性は担保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、会計監査計画、監査実施結果等の説明、質疑応答等を行い、また、現場の往査時には、原則として同行し、その場にて意思の疎通を図ります。
内部監査室とは、原則内部監査室の往査に同行し、その全結果報告を受け、結果報告を精査し、情報の共有、連携を保っていきます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。
同委員会は取締役候補者案、執行役員案及び取締役報酬案を審議し、取締役候補者、執行役員の推薦及び取締役（監査等委員を除く）報酬に対する意見等を代表取締役に対し、また取締役（監査等委員）の報酬に対する意見等を監査等委員会に答申いたします。
それぞれの答申結果を踏まえ、取締役候補者案、執行役員案は、（取締役（監査等委員）分は監査等委員会の同意を得て）代表取締役が決定し取締役会に提案決議し、取締役報酬案については、取締役（監査等委員を除く）分については取締役会から委任を受けた代表取締役が決定し、取締役（監査等委員）については監査等委員会にて決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
また、その独立性基準は、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を参考にしながら、当社における独立性判断基準を策定しております。

当社の独立性基準の概要は、以下に該当しないものであります。

1、当社グループの従業者及び出身者
2、当社グループと親会社・主要な株主の関係にある者
3、当社グループと兄弟会社の関係にある者
4、当社グループと主要な取引先の関係にある者
5、当社グループと取締役の相互兼任の関係にある者
6、当社グループとその利害関係を有する者（大口債権者等、アドバイザー等、親族等）
7、その他、一般株主との間で利益相反が生じる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年6月開催第20回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、そのかわるものとして当社取締役、当社執行役員及び子会社代表取締役に対する業績連動型株式報酬制度を新たに導入いたしました。
今回の見直しは、当社グループの報酬制度見直しの第一段階として捉えており、今後適宜見直していく方針です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。なお、平成28年3月期における取締役9名に対する報酬等は103百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員会設置会社への移行に伴い、指名・報酬諮問委員会（任意の委員会）を設置し、同委員会での諮問を経て決定し、監査等委員である取締役の報酬についても同委員会の諮問を経て監査等委員会で決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（全員が監査等委員）は、取締役会に関する資料の事前配布や常勤監査等委員の活動報告を実施し、重要な事項に関して意見交換や現状報告を行う等、充分な情報提供を行っております。また、取締役会、監査等委員会への出席を通じて、内部監査、監査等委員会監査、会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜必要な意見を述べることが可能な体制を構築する等、充分な情報提供やサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

〇取締役会
取締役9名（監査等委員である取締役4名含む）で構成されており、うち3名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、事業年度ごとの経営責任の明確化を図るために1年とし、毎年の定時株主総会において取締役としての信任を問う体制としております。

〇監査等委員会
取締役4名で構成されており、うち3名は社外取締役であります。監査等委員である取締役3名は、取締役会への出席や内部統制システムを利用した取締役の業務執行の監査・監督を実施しております。また常勤の監査等委員である取締役1名は取締役会や経営会議等への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行の監査・監督を実施しております。また、会計監査人からの監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告を受け、相互連携を図っております。なお監査等委員会を補助する部門として監査等委員会事務局を設置しております。

〇経営会議
当社の経営会議は、代表取締役、主要執行役員と常勤監査等委員構成され、原則月2回開催しております。経営会議は、取締役会において、より慎重な審議を促進し経営効率を向上させるため、取締役付議事項の事前審議を行うとともに、職務権限基準に則り、取締役会に次ぐ業務執行に関する重要事項に係る決議を行っております。

〇内部監査
内部監査は監査室2名で、監査等委員会、会計監査人と連携し、会計監査、業務プロセス監査、コンプライアンス監査、特命監査等を実施しております。また、情報の共有、指摘事項対応策の水平展開を目的として、グループ内部統制委員会を開催し再発防止を図っております。

〇会計監査人
有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社の会計監査を担当した業務執行社員は木村文彦、池田賢重2名であり、継続監査年数は5年もしくは7年以内であり、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。
会計及び内部統制監査にあたっては、経営情報を提供し、構成不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査等委員会、内部監査部門と連携し、会計監査、内部統制監査の実効性を高めるよう努めております。

〇指名・報酬諮問委員会
当社は任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は取締役候補者案、執行役員案及び取締役報酬案を審議し、取締役候補者、執行役員の推薦及び取締役（監査等委員を除く）報酬に対する意見等を代表取締役に対し、また取締役（監査等委員）の報酬に対する意見等を監査等委員会に答申いたします。
それぞれの答申結果を踏まえ、取締役候補者案、執行役員案は、（取締役（監査等委員）分は監査等委員会の同意を得て）代表取締役が決定し取締役会に提案決議し、取締役報酬案については、取締役（監査等委員を除く）分については取締役会から委任を受けた代表取締役が決定し、取締役（監査等委員）については監査等委員会にて決定しております。

〇その他委員会
会社法及び金融商品取引法の内部統制を統括する組織として、グループ内部統制委員会、コンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しております。

〇責任限定契約
業務執行取締役でない取締役4名と責任限定契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。
議決権を有する監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を選任する事により、客観的、中立的立場から取締役会での決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督機能の実行性をより一層強化し、社外取締役の比率を高める事で透明性を高め、取締役会での決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することで、取締役会における迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるために監査等委員会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早く発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を考慮し日程調整に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主に議決権を行使していただくために、電磁的方法による議決権行使についても、今後検討すべき課題と考えております。
その他	株主総会招集通知については、発送に先立ち、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	1.IRポリシー 当社は、株主、投資家の方々に対して、迅速、正確かつ公平なIR活動を実行すべく、IRポリシーを以下のとおり定めております。 当社の企業価値を高めるためには、投資家の方々に当社を正しく認知、理解いただくことが不可欠です。そのために当社は、経営理念、経営指針・事業コンセプト等の企業理念をはじめ財務情報や事業活動状況等の経営情報、今後の展望等について、正しく、タイムリーに開示いたします。 具体的には、機関投資家、個人投資家の方々と、適時開示、ホームページ、機関投資家説明会、個人投資家説明やイベントへの出展、各種のIR資料や法定開示資料、個別面談等の様々な場面で接点を持ち、投資家のニーズに応える情報開示を公平、公正に実行するとともに、わかりやすい説明を心掛け、面談等の対応者については個別状況を踏まえ、社内各部門が連携し、適切に対応いたします。また、投資家の方々からのご意見やご要望をついては、適宜、社内において検討し、適切な対応を実行いたします。また、インサイダー情報の管理については、社内規程等に基づき、情報管理を徹底いたします。 こうしたIR活動を通して、投資家の方々の当社に対する認知度と当社の現状と展望に対する適切な理解を深めていただき、投資家の方々の期待に応る業績と成長の結果を通して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目指して、IR活動を実施し、充実を図ってまいります。 2. ディスクロジャー・ポリシー 当社は、グループ【行動規範】に基づき、株主・投資家の皆様をはじめとした全てのステークホルダーに対して、当社の経営理念・経営指針・事業コンセプト等の企業理念をはじめ財務情報や事業活動状況等の経営情報を迅速、正確かつ公平なディスクロジャーを実行いたします。これらの継続により、経営の透明性を高め、社会的存在としての企業の信頼性を追及します。この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロジャーを常に、適正な基準、方法及び体制で実行するためにディスクロジャー・ポリシーを以下のとおり定めます。 (1). 情報開示の基準 当社は、会社法、金融商品取引法、その他諸法令並びに東京証券取引所の有価証券上場規程に定める会社情報の適時開示規則（以下、適時開示規則）に沿って情報開示を行います。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる決定事項・発生事項および決算に関する情報や、商品・技術・サービス等に関してステークホルダーの皆様にお伝えすることが望ましいと思われる情報については、できるだけ速やかにかつ公正に情報開示を行います。 なお、個人情報、顧客情報、及び関係者の権利を侵害することになる情報につきましては開示いたしません。 (2). 情報開示の方法 適時開示規則が定める適時開示情報については東京証券取引所の提供する「TDnet（適時開示情報伝達システム）」にて開示するとともに、速やかに当社ホームページに掲載します。適時開示規則に該当しない情報につきましても	

	ホームページ等へ掲載、決算説明会資料等の決算書類への記載など、さまざまな手段を通じ、より多くのステークホルダーの皆様に広く公平な情報開示を行うように努めます。 (3). インサイダー取引の未然防止 当社は、重要情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための内部者取引管理規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進します。 (4). 業績予想及び将来情報の取り扱い 当社が開示する業績予想、戦略、方針、目標等のうち、歴史的事実ではないものは将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社がその時点で入手している情報及び合理的であると判断される一定の前提に基づく計画、期待、判断を根拠としており、実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。 (5). 沈黙期間 決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、原則として各四半期決算発表前約3週間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることといたします。ただし、沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込が想定されたときには、適時開示規則に従い、適宜、情報開示を行います。 (6). 社内体制の整備について 当社はディスクロジャー・ポリシーを適切に運用し、適時開示規則に基づく適時、適切な情報開示を実行する体制を構築し維持します。当社は、情報開示担当部門が社内の各業務執行部門との連繋により適切な情報収集と分析を行い、会社として適切な判断の上で開示を行うために、情報の発生から開示に至るプロセスを明確化します。 情報開示責任者　取締役専務執行役員　IR担当　松本　文雄	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRフェア等に定期的に参加し、随時、証券会社主催の個人向け会社説明会等に参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書及び決算説明資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：管理本部経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、当社グループの役員及び社員があらゆる企業活動において守らなければならない行動基準として、さらにコンプライアンスを法令・社内規程等の遵守のみならず企業倫理を含めて広範囲に定義づけた行動を実践する行動基準として「行動規範」を定め、当該規範の啓蒙と継続的な教育により、当社グループの役員及び社員に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境に配慮した事業活動を行っております。 登録日：1999年10月、更新日：2015年11月、有効期限2018年９月
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。 株主等が、公平かつ容易に当社に関する情報にアクセスできる機会を確保することが重要であると考えております。 当社は、業務の特性から、法的リスクや経済・金融リスク、環境・自然災害リスク等が大きく影響することが予想されるため、その関連情報の収集・分析に、組織的に対応すべく社内規定として「内部者取引管理規程」を定め、さらに、適時開示に関する基本方針をはじめとして、グループ各社を含めた役職員に対し、適時教育・研修の機会を設け、各種情報の管理及び漏洩、不正使用の防止、適時開示の体制及び方法等に関する周知徹底等の対応を図っております。 収集された情報は、逐次、情報管理責任者に集められ、所定の検討・手続を経たうえで、公表すべき情報は、適時に公表する事としております。 また、社員に対する周知・啓蒙に関し、経営者のディスクロージャーへの取り組み方針や、開示情報の項目等については、インサイダー取引防止策とともに、日常の社長訓示、月例朝会、事業所幹部会、部門別研修会等を通じて随時教育を行っております。
その他	当社では取締役9名中1名が女性です。（11.1%）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を整備するため平成20年４月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議し、基本方針に基づいた運営を行っております。また、平成22年４月より日本版J-SOXが求める内部統制システムの構築に全社的に取り組んでおります。

1．当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、グループの行動・倫理規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社グループの取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
（2）代表取締役は、当社グループのコンプライアンス全体に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するコンプライアンス委員会において、当社グループ横断的なコンプライアンス体制の構築、維持・整備および問題点の把握に努める。
（3）監査室は法務部と連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。
（4）当社グループは使用人が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行なう手段として「コンプライアンスホットライン」を設置・運営する。
（5）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、代表取締役等の経営トップ以下グループ全体が毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理についての統括責任者を任命し、その者が管理する文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。
（2）取締役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
（3）文書管理規程については必要に応じて適宜見直しを図る。

3．当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、代表取締役はリスク管理に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するリスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては、統括責任者が速やかに担当部署を定める。
（2）監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

4．当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行の効率化を図る。
（1）職務権限・意思決定ルールの策定
（2）規程により指名されたものを構成員とする経営会議の設置
（3）取締役会による当社グループの中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、四半期業績管理の実施
（4）経営会議および取締役会による当社グループの月次業績のレビューと改善策の実施

5．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（1）当社子会社の業務執行の状況については、定期的に経営会議および取締役会において報告されるものとする。
（2）グループ業務運営規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告または当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
（3）監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。

6．その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社グループにおける内部統制の構築を目指し、代表取締役は、当社グループ全体の内部統制に関する統括責任者を任命し、統括責任者が所管するグループ内部統制委員会において、グループ各社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効果的な業務遂行に則った内部統制に関する協議、コンプライアンス体制の構築、リスク体制の確立、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。
（2）当社取締役、本部長・支店長、部長およびグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
（3）監査室は、当社グループにおける業務の統制状況を確認するために、定期的に監査を実施し、統制に不備がある場合には、その是正を促すものとする。その結果を、代表取締役、監査等委員会および被監査部門の責任者に報告する。

7．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助する。監査等委員会事務局の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の同意をもって行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
（2）監査等委員会事務局の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。

8．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの役職員は次に定める事項を監査等委員会に報告することとする。
（1）当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
（2）不正行為や重要な法令並びに定款違反行為
（3）取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
（4）内部監査状況およびリスクに関する重要な事項
（5）毎月の経営状況として重要な事項

(6)経営会議で決議された事項
(7)コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
(8)その他コンプライアンス上重要な事項

9. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。また、内部通報制度として当社が設置する「コンプライアンスホットライン」においても、法令違反等を通報したことを理由として、不利益な取扱いをしないことを規定する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(2)当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
(3)監査等委員会は、グループ会社の監査役との意思疎通および情報の交換がなされるように努めるものとする。
(4)監査等委員会は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との関係遮断の基本方針
コーポレート・ガバナンスとして、内部統制システム基本方針に反社会的勢力排除に向けた取組みを積極的に行い、反社会的勢力対応要領を下に、全役職員への周知を図り啓蒙に努めております。

(a)取引基本契約への反社会的勢力排除条項を追加
イ. 継続的取引先との取引基本契約書には、反社会的勢力排除条項を導入した内容としております。
ロ. 既契約の取引先については、反社会的勢力でないことを表明する確約書の提出を受けております。

(b)反社会的勢力排除に関する情報収集、調査の実施
イ. 当社では、日常から「反社会的勢力の排除」に関する意識を持ち、反社会的勢力排除調査要領に基づき、信用調査機関や日経テレコンによる調査を行い、適正な判断、調査結果の蓄積に努めております。また、調査結果で法令違反記事等が発見された場合は、必要に応じて暴力追放運動推進センターへの相談、照会を経て反社会的勢力と係わりがないことを確認しております。
ロ. 取引基本契約書を締結している全取引先について調査を行っております。
ハ. 一見取引にあっては必要の都度、調査により反社会的勢力に係わりのないことを確認しております。

2. 反社会的勢力の排除体制の整備状況等
当社は、政府指針(平成19年6月)、証券業協会指針(平成20年5月)を遵守し、かつ健全な企業を目指すために次に掲げる取組みを行っております。
当社並びに連結となる関連会社の取引先にあっては、これまでの既契約取引先の確認及び新規取引開始時にあっては、主管部門である法務部が外部の調査機関を活用し、風評等の信用情報を必ず収集し、確認したうえで取引開始をする体制としております。
当社は、大阪府暴力追放運動推進センター賛助会への入会、総務部長を不当要求防止責任者として設置し所轄警察署への届出を行っております。
また、万一に備えて、当社法務部を窓口とし顧問弁護士との相談体制や、総務部を主管として所管警察署や都道府県暴力追放運動推進センター等の関係機関により開催される「反社会的勢力の排除」に関するセミナー等に不当要求防止責任者ほか、当社関係部門、担当者を積極的に参加させ意識の徹底を図るとともに情報の収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

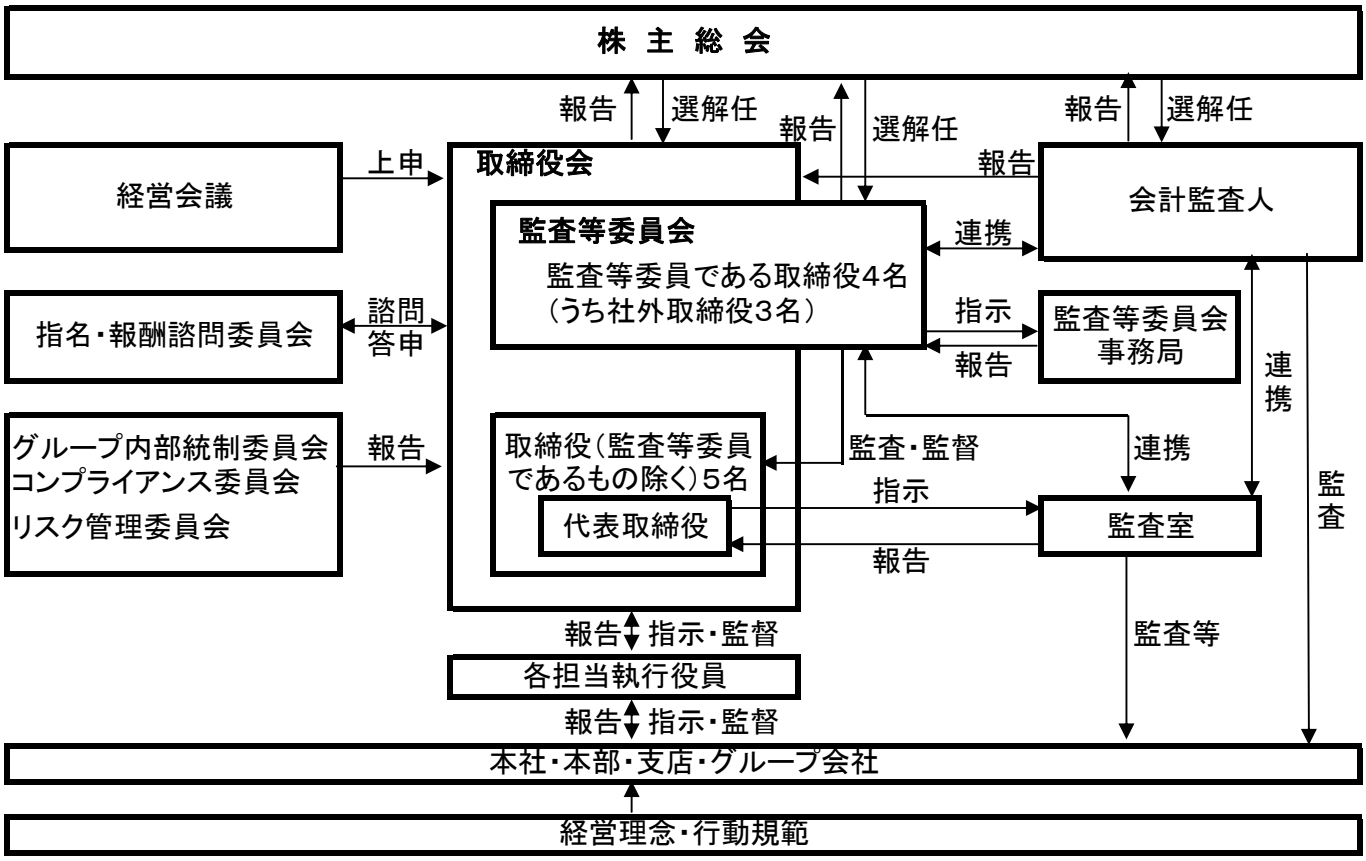
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制の概要図

